

議案第 98 号 那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定について 反対討論

日本共産党 我如古一郎

私は日本共産党那覇市議団を代表しまして、ただいま議題となっています議案第 98 号、那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定について反対討論を行います。

市民のみなさん。これまで那覇市の公民館は、創立以来、市民は誰でも無料で利用することができました。ところが昨年 9 月の条例改正によって、受益者負担の名の下で、那覇市の公民館は有料になってしまいました。

ただいま議題となっています、公民館条例改正案は、昨年 9 月の公民館有料化に引き続き、新しく建設される「那覇市・牧志駅前ほしぞら公民館」の利用料についても有料化にするものであります。市民みんなが楽しみにしているプラネタリウムについても、大人はもちろんのこと、子ども達やお年寄りのみなさんから、料金を徴収する条例改正案であります。

みなさん、公民館は、社会教育法に基づいて設置された社会教育施設です。1949 年。教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の役割を定めた「社会教育法」が制定されました。

社会教育法第 5 章は、通称「公民館法」とも呼ばれています。その第 20 条には、公民館の目的について「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」と規定しています。また、第 22 条には「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」が公民館の事業と規定しています。

そこで公民館は、図書館などと同じように、地域住民・市民に無料で開放されてきました。

那覇市の掲げた「公民館運営目標」には、「市民が生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、公民館を地域の中核的学習施設として位置づけています。

地域住民の、日常的学習要求に応えるとともに、生涯学習と地域活性化の観点から、地域のコーディネーターとして、「学習ネットワーク」、「場・空間のネットワーク」、「人的ネットワーク」、「情報ネットワーク」の 4 大事業ネットワークの形成を行い、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す」と掲げています。

こうした崇高な目的がある公民館だからこそ、那覇市の公民館は開設以来、プラネタリウムも含めて、ずっと市民に無料で開放してきた実績がありました。

みなさん。こうした市民の生涯学習の拠点、地域コミュニティの拠点となる公民館に、受益者負担という考え方を導入するのは間違っています。

公民館の位置づけである、「教育の機会均等を保障し、市民の社会参加を促し、自治意識の高揚や市民福祉の増進を図る場である」との観点から、公民館、そしてプラネタリウムは、

いつでも誰でも、お金の心配がなく、無料で利用できる施設にすべきです。

那覇市は、社会教育法の理念に基づいて、市民が生涯を通じて心身ともに、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、利用者負担を求める「受益者負担」という考え方を改めるべきです。

よって、日本共産党那覇市議団は、議案第 98 号那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定について反対をするものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。